

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第6号

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市手数料徴収条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行			改正案				
第1条～第7条（略）			第1条～第7条（略）				
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)				
種類	金額		備考	種類	金額		備考
	単 位	額			単 位	額	
(略)			(略)				
建 築 関 係	(略)		建 築 関 係	(略)			
	令第137条の121 第6項又は第7項 の規定に基づ く大規模の修繕 又は大規模の模 様替に関する建 築物認定	4万1,000円		令第137条の121 第11項又は第12 項の規定に基づ く大規模の修繕 又は大規模の模 様替に関する建 築物認定	4万1,000円		
(略)			(略)				
(略)			(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。